

国の重点支援地方交付金活用事業 上越市事業継続支援緊急対策支援金

中東情勢の悪化等に伴う原材料価格やエネルギー価格の上昇、原材料等の供給不安、物流停滞などの影響により、休業等を実施した中小企業者・農林水産事業者の事業継続を支援するため、支援金を給付します。

制度概要

【1】給付対象者

次の要件を満たす中小企業者または農林水産事業者

- ・ 法人にあっては、市内に事務所または事業所を置いていること
 - ・ 個人事業者にあっては、市内に住所を有するか、市内に事務所または事業所を置いていること
 - ・ 申請時点で事業を継続しており、給付決定後も事業を継続する意思があること
- ※ 農林水産事業者は、令和7年の確定申告書の販売金額の欄に1円以上の記載があることが必要です。

【2】給付額

1事業者当たり **10万円** ※1事業者につき1回限り

【3】給付要件

次のいずれかに該当する事業者

① 雇用調整助成金対象事業者	② 雇用調整助成金の対象とならない事業者
・ 雇用保険の適用事業主であること ・ 雇用調整助成金の計画届を提出していること	・ 令和8年8月3日(月)から10月30日(金)までの間に、累計12日以上の上休業等を実施していること ・ 休業等※が中東情勢の悪化等の影響によるものであること
【提出書類】 ・ 給付申請書 ・ 誓約書 ・ 雇用調整助成金計画届の写し ・ 農林水産事業者は、令和7年の確定申告書の写し	【提出書類】 ・ 給付申請書 ・ 誓約書 ・ 休業等状況報告書 ・ 休業等の状況・理由が確認できる書類

※「休業等」とは、中東情勢の悪化等の影響により、「事業活動の全部または一部を休止すること」「操業日数または営業時間を縮小すること」をいいます。

【4】受付期間

令和8年8月3日(月)～令和8年10月30日(金)

制度の詳細・お問合せ

申請書の提出先：上越市 産業部 産業政策課 産業振興係
〒943-8601 上越市木田1-1-3 ☎025-520-5729



詳細は市ホームページ
をご覧ください。